

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、主要なステークホルダーである顧客・株主・社員にベストを尽くす企業であることを経営理念としており、企業価値向上のために、内部統制システムの構築とコンプライアンスおよびリスク管理体制の強化、ステークホルダーの権利・利益の尊重、会社情報の適時開示による透明性の確保等を通じてコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

当社は、監査役設置会社であり、取締役の職務執行および経営の監視については、監査役(常勤監査役2名、社外監査役(独立役員)2名)および監査役会がその職務権限を行使するとともに義務を果たしております。

取締役は8名であり(社外取締役(独立役員)2名)、取締役会は経営上の最高意思決定機関として法令、定款で定める事項を決議するとともに、経営上の基本方針や重要な業務執行につき決定しております。

また、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行取締役の重要な業務執行に関し合議による決定を行う経営会議を設置するとともに、業務執行体制の強化・効率化を目的とした執行役員制度を導入しております。

こうした企業統治の体制は、当社の事業規模や経営環境及び事業の特性に適合した体制であると判断しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社野村総合研究所	5,560,000	7.35
株式会社常陽銀行	3,474,000	4.59
小林協栄株式会社	3,276,101	4.33
東洋証券株式会社	2,800,000	3.70
株式会社みずほ銀行	2,000,680	2.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,728,200	2.28
第一生命保険株式会社	1,200,000	1.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,190,800	1.57
株式会社武蔵野銀行	1,167,000	1.54
小林一彦	1,011,440	1.34

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3 月

業種 証券、商品先物取引業

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木 忠宏	他の会社の出身者								○			
尾崎 英外	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 忠宏	○	——	同氏は証券業に長年従事しており、また、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、合理的な経営判断および経営の透明性、健全性の確保に貢献いただけると判断し、当社の社外取締役として適任と考えております。 なお、取引所の定める独立性判断基準において問題とされうる事項はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
尾崎 英外	○	——	同氏は大手製造業での役員や金融機関の経営者として、豊富な経験や幅広い見識を有しており、合理的な経営判断および経営の透明性、健全性の確保に貢献いただけると判断し、当社の社外取締役として適任と考えております。 なお、取引所の定める独立性判断基準におい

		て問題とされうる事項はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
--	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の数

4 名

監査役の数

4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と適宜会議を行い、監査上の問題点や今後の課題について直接意見交換を行うことにより、情報の共有化に努めております。

内部監査部門（監査部）は当社の業務、内部統制、決算等について監査を実施しており、各監査の実施状況及び監査結果は、定期的かつ必要の都度監査役に報告しております。また、監査役は業務監査に加え、被内部監査部門への監査講評会に出席する等、相互に連携して監査業務を行っております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の数

2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている数

2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大野 了一	弁護士								○					
尾林 雅夫	税理士								○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大野 了一	○	——	同氏は弁護士として専門的知識と豊富な経験を有しており、会社から独立した客観的・中立的な社外の視点で当社の監査を実施いただくとともに、合理的な経営判断および経営の透明性、健全性の確保に貢献いただけると判断し、当社の社外監査役として適任と考えております。 なお、取引所の定める独立性判断基準におい

			て問題とされうる事項はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
尾林 雅夫	○	——	同氏は税理士として専門的知識と豊富な経験を有しており、会社から独立した客観的・中立的な社外の視点で当社の監査を実施いただくとともに、合理的な経営判断および経営の透明性、健全性の確保に貢献いただけると判断し、当社の社外監査役として適任と考えております。 なお、取引所の定める独立性判断基準において問題とされうる事項はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新 4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役および社外監査役の選任に当たっては、専門的知識や豊富な経験を持ち、会社から独立した客観的・中立的な立場のもと、一般株主との利益相反を生じるおそれがないものと判断した上で選任しております。選任における独立性に関する社内の基準又は方針はありませんが、その判断においては、東京証券取引所上場規程第436条の2に定める独立役員としての「独立性に関する事項」を参考としており、独立役員の資格を充たす鈴木忠宏氏、尾崎英外氏、大野了一氏、尾林雅夫氏のいずれも東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届出ております。4氏はいずれも当社との間に記載すべき特別な人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、4氏はいずれも当社と金融商品取引がありますが、その取引条件は一般の取引と同様であるため、独立性に影響を与えるおそれがないと判断し、概要の記載を省略しております。

当社は、大野了一氏と顧問契約を締結し、顧問料と個別案件に係る弁護士報酬を、同氏を通じ、同氏が所属する虎ノ門南法律事務所の弁護士等に支払っております。また、尾林雅夫氏が所属する税理士法人日本橋総合会計と顧問契約を締結し、同法人に対して顧問料を支払っております。いずれも、その取引の規模、性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

2006年6月29日開催の定時株主総会終結をもって役員退職慰労金制度を廃止し、業績連動型報酬制度を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期における取締役及び監査役の年間報酬総額
 取締役(社外取締役除く) 200百万円
 監査役(社外監査役除く) 32百万円
 社外役員 10百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬算定方針

取締役の報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内において、取締役会において決定しております。報酬の構成は、基本報酬と業績

連動型賞与であります。

監査役の報酬算定方針

監査役の報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内において、各監査役の協議により決定しております。報酬の構成は基本報酬のみであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役がその職務を補助すべき使用人等を置くことを求めた場合には、代表取締役社長と意見交換のうえ、監査部に必要な使用人を配置するとともに、当該使用人の独立性を確保することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行および経営の監視については、原則月次で開催される定例取締役会において、取締役の業務執行を監督しております。また、経営会議およびコンプライアンス委員会を設置し、常勤監査役出席のもと、業務執行とコンプライアンスに関する迅速な意思決定を図るとともに、取締役会に付議すべき重要事項についても審議しております。さらに業務執行体制の強化・効率化を目的とした執行役員制度を導入しております。内部監査については、業務執行から独立した組織の監査部が担当しており、本社部門・営業部店の業務監査を通じて、営業姿勢や事務処理の問題点の指摘・改善指導を行っております。

監査役監査については、監査役は業務監査や会計監査並びに会計監査人からの報告、代表取締役との会合等を通じて、経営の健全性を確保すると共に、常勤監査役は、経営会議・監査講評会に出席し、監視・助言を行っております。

取締役の報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内において、取締役会において決定しております。報酬の構成は、基本報酬と業績連動型の賞与であります。監査役の報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内において、各監査役の協議により決定しております。報酬の構成は基本報酬のみであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役制度を採用しており、監査役会が取締役会を監査することで、経営の透明性・ガバナンス機能の強化を図っております。また、社外取締役(2名)および社外監査役(2名)を選任しており、社外取締役は意思決定の妥当性や経営の効率化、経営全般にわたる監督機能を発揮し、社外監査役は高い専門性と独立性を活かしたチェック機能を発揮しております。また、当社は執行役員制度を導入し、経営監視機能と業務執行機能を分離することで、経営の健全性と効率性を確保しております。これらのガバナンス体制が相互に牽制することで、より強固なガバナンス機能を発揮できると考え、この体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	会日の3週間前の発送
電磁的方法による議決権の行使	2006年6月29日開催の定時株主総会から導入
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	2015年6月25日開催の定時株主総会から導入
招集通知(要約)の英文での提供	2006年6月29日開催の定時株主総会から導入

2. IRIに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

IR資料のホームページ掲載	URL : http://www.mito.co.jp/corporate/ir/ 掲載情報 : 決算情報、決算情報以外の適時開示情報
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署 : 経営企画部

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの 立場の尊重について規定	経営理念 : 水戸証券は、顧客・株主・社員にBESTをつくる企業でありたい
環境保全活動、CSR活動等の実施	東日本大震災被災地への寄付、支店所在地の地域奉仕活動への参加

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）の整備に関する基本方針について以下のとおり定めるとともに、内部統制システムの改善・充実に不断の努力を行うものとする。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令・定款に基づき「取締役会規程」を制定し、取締役会付議・報告事項等を定め、当該規程に則り会社の業務を決定するとともに取締役の業務執行を監視・監督する。
また、社外取締役においては、会社経営等の専門家としての外部視点から、業務執行の監督・助言を行うことにより、業務執行の透明性及び効率性の向上に資するものとする。
- (2) 当社は、「経営理念」、「倫理規程」、「行動規範」、「コンプライアンス方針」を制定し、法令および社会規範の遵守に努めるとともに、内部統制委員会およびコンプライアンス委員会を設置し、内部統制とコンプライアンス体制の強化・充実に努め、その活動内容は定期的に取締役会および監査役に報告する。
- (3) 当社は、金融商品取引法その他の法令諸規則等の遵守状況を管理し、内部管理体制の強化を図るために、日本証券業協会規則に基づき、内部管理を担当する取締役を内部管理統括責任者に選任する。
また、執行役員および使用人は社内規則に則り、職制を通じて適正な業務の遂行に努め、規則違反等があった場合は「就業規則」に基づく適正な懲戒処分を実施する。
- (4) 当社は、法令・諸規則上疑義のある役職員の行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として、内部通報制度（ホットライン）を設ける。
- (5) 当社は、業務執行部門から独立した監査部が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役会および監査役に適宜報告する。
- (6) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、毅然とした態度で対応する。
- (7) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定するとともに、金融商品取引法等に従い財務報告に係る内部統制を整備し、適正な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令・定款および取締役会規程、経営会議規程、諸会議・委員会規則、稟議決裁要領等の社内規則に基づき、適切に保存・管理する。
- (2) 当社は「情報セキュリティポリシー」に基づき、所有するすべての情報資産について適切に保護を実施するとともに、お客さま情報については「個人情報保護規程」を制定し、厳重に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」、「リスク算定基準」、「リスク算定要領」等の社内規則を定め、金融商品取引法に規定するリスクカテゴリー毎の責任部署ならびに当該リスク算定を検証・統括する部署（リスク管理部）を設置し、リスク管理の状況について代表取締役および取締役会、監査役に定期的に報告する。
- (2) 上記の他、オペレーショナルリスク、システムリスク、資金流動性リスク等の業務に付随するリスク管理については、各業務の主管部署がリスクの把握とその未然防止に努めるとともに、リスクを統合的に管理する部署（リスク管理部）がリスクの現状について分析し、取締役会および監査役に定期的に報告する。
- (3) 当社は、「危機管理規程」を制定し、災害等の緊急時における事業継続計画（BCP）を定め、重要な業務を中断させない、または中断しても短期間で再開されるよう対応する。
- (4) 内部監査部門（監査部）は、リスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を代表取締役社長および監査役に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 意思決定・業務執行監督機関である取締役会のもとに経営会議および内部統制委員会・コンプライアンス委員会等の会議体組織を設置し、具体的な業務執行および内部統制・コンプライアンスに関する決定や取締役会審議事項の先議を行うなど職務執行の効率化を図る。
- (2) 執行役員制度を導入し、執行役員の業務執行に係る責任と権限を明確にしたうえで、取締役は業務執行の指揮・監督を行う。
- (3) 定款および社内諸規則に基づく意思決定および「業務分掌・職務権限規程」の定めに基づき、適正かつ効率的に職務の執行を行う。
- (4) 年度計画および中期計画に基づき、毎期の業務部門毎の予算を設定するとともに、管理会計システムによる月次・半期毎の実績集計とその結果報告を基にしたレビューによる改善・修正をもって業務の効率性を確保する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、代表取締役社長は監査役会との意見交換を行い、監査部に必要な使用人を配置する。
- (2) 上記の監査役を補助すべき使用人の独立性を確保するために、当該使用人の異動・評価・懲戒処分については、監査役会の同意を必要とする。

6. 取締役および使用人が監査役会または監査役に報告するための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実を監査役に報告しなければならない。
- (2) 監査役は、必要に応じて会計監査人、取締役・執行役員および使用人に、業務執行状況について報告を求めることとする。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換するとともに、監査方針および監査計画ならびに監査実施状況および結果について適宜説明することとする。
- (2) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うこととする。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

2. 反社会的勢力排除に向けた基本方針と整備状況

[反社会的勢力に向けた基本的な考え方]

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言します。

- 1 反社会的勢力に関しては、組織全体として対応を図るとともに、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。
- 2 平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士及び日本証券業協会等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 3 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。
- 4 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
- 5 反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は絶対に行いません。

[反社会的勢力排除に向けた整備状況]

1. 当社は、「倫理規程」(企業行動規範)を制定し、全ての社内規則等の最上位の規程として位置付け、同規程に定める「社会秩序の維持と社会的貢献の実践」の実効性確保を図るため、「反社会的勢力に対する基本方針」および「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を制定し、当社のコンプライアンス委員会に「反社会的勢力対応専門部会」を設置している。

2. 社内体制の整備状況

(1)統括部署

統括部署:コンプライアンス部

(2)外部の専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備え、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係の構築を図っている。

(3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理

反社会的勢力の情報を集約し、データベースの構築を行っている。

(4)対応マニュアルの整備

「反社会的勢力対応マニュアル」を策定し、以下のとおり実務面での対応方針、具体的な対応方法を記載している。

- ・営業部店頭窓口での新規口座開設時手続き時のフィルタリング実施、新規口座開設チェックリストの作成
- ・既存顧客が反社会的勢力等と判明した場合には、当該取引関係の可及的速やかな解消
- ・約款・規程集に暴力団排除条項を記載
- ・反社会的勢力への対応方針に関する、店頭・HPでの告知
- ・疑わしき取引の届出制度(マネーロンダリング防止対策の一環)の活用

(5)研修活動の整備

コンプライアンス部は、反社会的勢力への対応要領および反社会的勢力に関する情報の管理要領等について社内研修を実施し役職員の啓蒙に努める。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、2006年3月1日に施行された東京証券取引所「有価証券上場規程」等の一部改正前の2005年6月に開催した定時株主総会の承認をもって、取締役の解任について(旧)商法に定める解任決議の趣旨に沿った定足数および決議要件(3分の2以上)とする旨を定款に定めております。

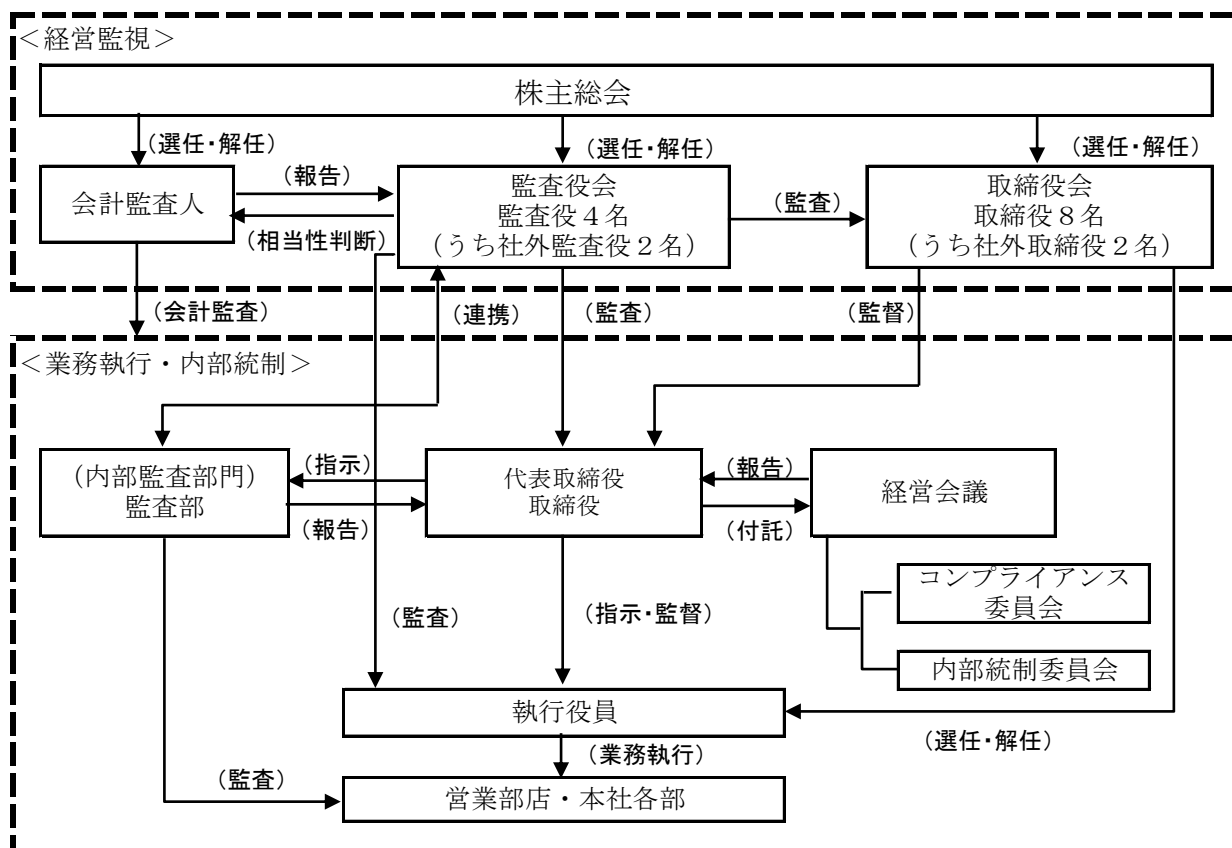
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

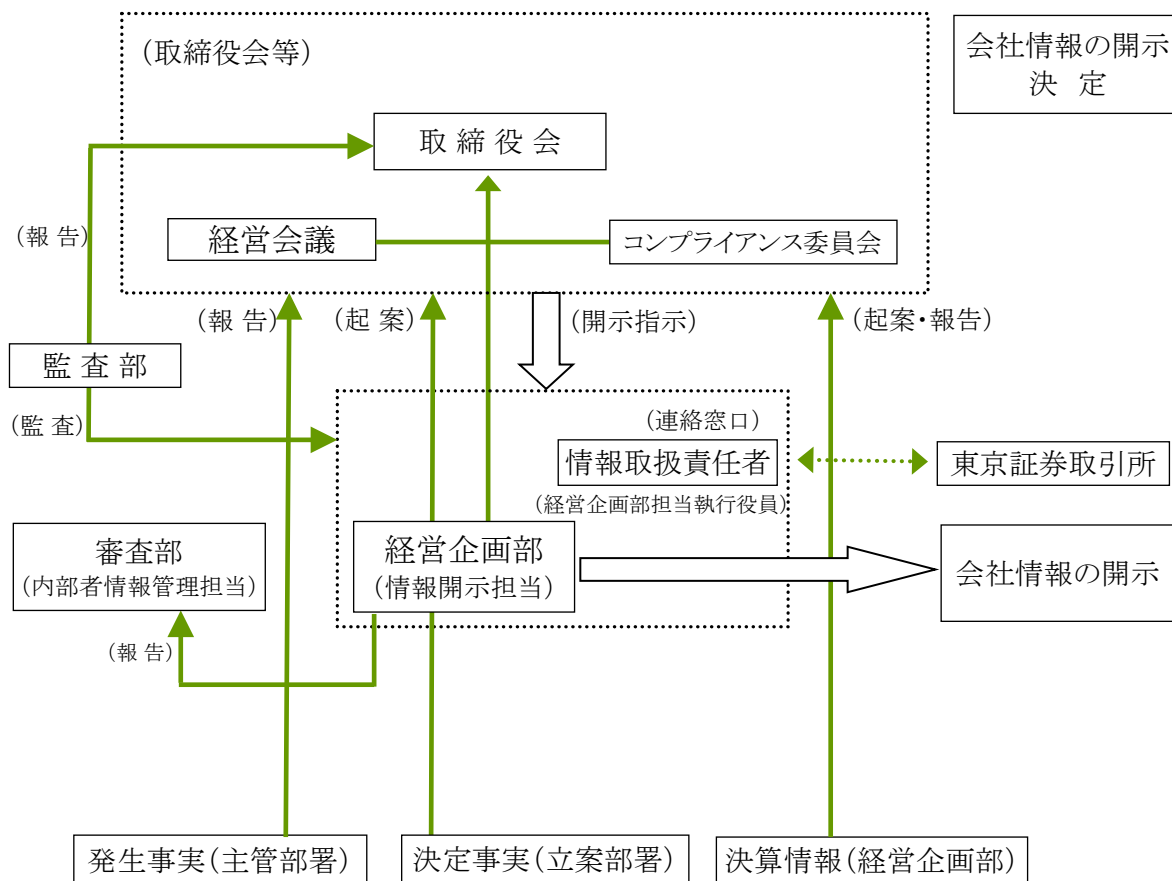
当社は、会社情報の適時開示に係る業務執行について、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実および決算に関する情報等の把握と管理に努めるとともに、取締役会・経営会議等(以下「取締役会」という。)の機関決定・確認等をもって、会社情報の適時適切な開示を行っております。

会社情報の適時開示に係る具体的な社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に係る組織等
取締役会等の決定・指示に従い、経営企画部(情報開示担当)ならびに審査部(内部者情報管理担当)が業務を担当いたしております。
2. 会社情報の把握および管理
適時開示の対象となる重要情報等は、社内規則等により取締役会等に付議・報告されることとなっております。また、取締役会等の事務局は、経営企画部が担当しており、情報開示担当部署が一元的に会社情報を把握できる体制といたしております。
経営企画部において把握された会社情報は、投資者への開示が必要な重要事実等について、内部者情報として審査部へ遅滞なく報告を行ない、経営企画部において適切に管理するとともに内部者取引等の不公正取引の防止に努めております。
なお、会社情報につきましては、決定事実・発生事実・決算情報等に類型化し、社内における迅速かつ適切な把握・管理に努めております。
3. 会社情報の開示決定ならびに公表
会社情報の開示決定は、取引所適時開示規則等に基づき、取締役会等の内容確認・承認をもって、速やかに開示することとしております。
なお、情報開示にあたっては、TDnet(適時開示情報伝達システム)への登録を行なうとともに、情報機関等への公表(資料配布、記者会見)や当社ホームページ(URL <http://www.mito.co.jp/>)への掲載を行なうなど、投資者への適時適切な情報開示に努めております。
4. 適時開示に係るチェック体制
適時開示のプロセスについては、業務執行部門から独立した監査部が定期的に内部監査を実施し、代表取締役社長に適宜報告する体制としております。



< 参 考 > 会社情報の適時開示に係る社内体制の概念図



以 上